

## 産業保健フォーラム IN TOKYO 2024 (続報)

今こそ知ってほしい化学物質の新ルール～産業保健スタッフは何をすべきか～

2024年10月9日ティアラこうとうにおいて開催された「産業保健フォーラム IN TOKYO 2024」から、特別講演の要旨と事例発表、行政による説明の参考情報をご紹介します。

なお、当日配付資料は、東京労働局ホームページの「産業保健フォーラム IN TOKYO 2024 を開催しました」をご覧ください。

### I 特別講演「自律的化学物質管理と産業保健」

株式会社 MOANA 土肥産業医事務所 代表 土肥誠太郎氏

化学物質による健康障害の防止は、優先度の高い産業保健現場の課題のひとつです。

今般施行された「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について(化学物質の自律的管理)」は、すでに以前から推進されてきたものでありますが、事業者の安全配慮義務がより強化されてきたと考える必要があります。

本講演では、このような観点からこれまでの化学物質の管理のあり方を振り返り、化学物質ばく露防止対策の原則と今回の法令改正における対応について、土肥先生に解説していただきました。

今回の自律的化学物質管理について、管理方法がいっぺんに変わったような感じを持たれるが、化学物質管理の規制等を振り返ってみるに、既にリスクアセスメントを行ってくださいと10年も前から行政は言ってきた。

これまで10年間練習してきたのだから、これからは本格的に行っていただくとう今回の改正がある。

2012年に化学物質、ジクロロエタン、ジクロロメタンにより胆管がんで亡くなるという事象が発生したが、この時にリスクアセスメントを行うということが始まっている。局所排気装置をつけ、防毒マスクを使ってはいたが、実際には従業員へのばく



土肥誠太郎氏

- ◆ 産業保健フォーラム IN TOKYO 2024 (続報) …… 1
- ◆ 職場での一酸化炭素中毒に注意! …… 11
- ◆ 毎年12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です …… 7
- ◆ 労働基準行政OBが解説する労務管理セミナー …… 12
- ◆ 長時間労働が疑われる事業場に対する令和5年度の監督指導結果を公表します …… 8
- ◆ 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます …… 13

発行所/公益社団法人 東京労働基準協会連合会 発行人/上島卓司

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 TEL / 03-6380-8305(代) FAX / 03-6380-8405 <https://www.toukiren.or.jp>

露防止ができていなかった。

また、2016年にはオルトトルイジンで膀胱がんが発症したとされているが、皮膚吸収によるばく露での発がん、これにより化学防護手袋の選定について規制が強化された。

しかしながら、これまでは、個別規制された化学物質以外の安全データシート(SDS)通知対象物質について、危険性、有害性の調査、リスクに基づいてリスク低減措置についての検討を義務であるとするも、実際に実行に移すことが努力義務だったということで、必ずしも実施しなければならないということではなかった。

化学メーカーや作業現場で使われている化学物質は数万種類あると言われているが、こういう物質を全て法律で管理することは不可能に近いので、すでに欧米では、いわゆる濃度基準値、短時間の基準値を示して、事業者がそれを守りなさいというだけで、ややこしい規制をなくしている。ばく露防止対策のリスクアセスメントをきちんとできずにばく露を起こすということは、化学物質を扱う企業としては失格だというふうに言われるような社会が欧米では20年前からできている。そういうことがついに日本でも行われるということになった。

今回の改正法令により、まず行うことは、**SDSを見る**ということ。どの法律に該当するかということを一覧表にして、化学物質にばく露される程度を最小限にするために、濃度基準値があるものについては濃度基準値以下にするということが現実的対策となる。

この際、厚生労働省が推奨しているリスクアセスメントのツール、クリエイトシンプルの活用が非常に有効である。

**化学物質のばく露防止対策は、発散する前にできるだけ防ぐことが原則で、まず危険性、有害性の高い化学物質の使用の中止、代替を考える。**さらに、密閉化というようなものを中心に運転条件を変える。どうしても発散するという場合には局所排気装置をつける。

**管理的対策としては、時間管理とか、有害物を発散しないように厳格に蓋をするとかの対策を行う。**それでもうまくいかない場合、個人用保護具を使うということになる。ただ、1つの方法で全てがうまくいのは非常に難しいのでいくつかの対策を組み合わせることによって、**少しぐらい発散が多くなってもばく露がされないようにと**考えていくことが化学物質ばく露防止対策の基本である。

物質を代替すとか、局所排気装置をつけるとか、作業の方法を改善すとか、最後にどうしてもなければ有効な呼吸用保護具をつけるというような方法によって、労働者がばく露される程度を最小限にすることが責務として明確化された。さらに、記録の保管、リスクアセスメント対象物質以外でもばく露を最小限にする努力義務が課されている。

また、製造したり、取扱うなどの際に**新たに化学物質管理者の選任が必要**になり、このための講習が行われているが、選任された多くの化学物質管理者がリスクアセスメントの中身から化学物質のばく露防止対策が全てわかるのかと言われると、非常に心もとない。これからはおそらく保護具を使ってばく露を避けようとするのが起こるので、保護具着用管理責任者の選任も必要だが、選任された保護具着用管理責任者についても、やはりまだまだ不安が残るので、必要な講習を受けていただくとともに、しっかり行っている専門家である作業環境測定機関や健診機関、産業保健総合支援センター等に相談して進めていく必要がある。

また、リスクレベルを確認し、実測するという話になれば、手には負えないので、作業環境測定機関にお願いして濃度測定をしてもらおう。小規模でそういうことができないというのであれば、産業保健総合支援センターや労働局に相談するといった、初めてのことなので分からないことを適当なままにせず、**専門家にきちんと聞いてみるというスタンスが重要**である。

そのほか留意すべき点として、濃度基準値(8時間濃度基準値、短時間濃度基準値、天井値)や15分間時間加重平均値の考え方をしっかり理解すること。また、皮膚障害の防止についていえば、化学防護手袋の取扱物質と取扱時間について確かな知識を持つということ。例えば、取り扱える時間は使い始めてからの時間

で、使用時間を通算しての時間ではないことということや皮膚吸収は密着度により大きく異なるということなど。このほか呼吸用保護具の破過時間の知識など、これらのことをしっかり理解する必要がある。

産業保健に携わる皆さんには、法律を守っているからいいではなくて、法律を守るとはもちろん、さらにもう一步前に進んだ対策を行うから大丈夫だという考え方をもたれることを望む。法令要件を満たすことだけが、産業保健の役割ではなく、有害物要因のばく露を最小限におさえ、健康障害を発生させないということが、真の意味で事業者としての産業保健の責務である。

このほか、法令改正

「化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外」

「ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和」

「作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化」

等についても話しされましたが、詳細につきましては土肥先生の当日の配付資料をご覧ください。

## II 事例発表

ビルメンテナンス業、製造業、建設業の3業種から、取組に関する事例発表がありました。内容は詳細にわたりますので、東京労働局のHPにある「産業保健フォーラム IN TOKYO 2024 を開催しました」に掲載されている当日配布資料に譲ります。以下は参考情報です。

### 1. 興和不動産ファシリティーズ株式会社

クリーン業務部 部長代理 金子 明氏

#### (1) リスクアセスメント対応(資料 17 頁)

危険性が判別できない化学物質の使用を一時停止した(取り扱っている 53 種類のうち、6 種類が該当)。清掃責任者からは不満が出たが、清掃クルーの安全を優先。安全が確認され次第使用を再開することを説明した。

#### (2) リスクアセスメント結果に基づく対応(資料 22 頁)

当社の管理する各ビルでは 15 名から 150 名程度の清掃クルー(社員とパートタイマー)で清掃業務にあたっている。清掃作業において最も危険なのが化学物質を希釈する際の飛沫となる。そこで、リスクを低減するために化学物質希釈作業の実施を「社員」に限定した。

#### (3) その他(資料 27 頁)

人体や環境にやさしい化学物質の選定、作業手順や作業方法を今後も模索していく。理想を言えば、使用する化学物質をさらに減らしたい。化学物質メーカーへの期待としては、原液だけでなく希釈済みの商品があるとビルメンテナンス業においては大幅にリスクを低減できるものと考えている。

### 2. 三井化学株式会社 岩国大竹工場

健康管理室 衛生工学衛生管理者 河野 亮氏

(1) リスクアセスメントはスタンダードな方法をとっている。個人ばく露測定の実施については、リアルタイムモニター、VOC 計を使ったり、パッシブサンプラーを使ったり、難しい物質になると測定機関にお願いしたりしている。VOC 計では個人ばく露濃度の推移グラフも取り出せるので、どのようなタイミングや作業でばく露濃度が高くなったのかが分かる。このデータに基づき、例えば一人で行っていた作業を二人で分担し、一人目は残渣物の廃棄まで、二人目の作業者はスチーム洗浄を行うものとし、個人ばく露濃度の低減を図った。

(2) この他、ローリー車からタンクへの受け入れ作業を始めとする屋外作業での 7 つの改善事例を紹介する。

(3) まとめ：屋外作業や規制対象物質以外についても、発散源の対策などばく露量を減らせるよう考えて改善につなげていく必要がある。その際のリスク低減のアプローチは、複数の対応を組み合わせたり、メイ



金子明氏



河野亮氏

ン作業だけでなく前後の付随作業についても対策をとっていくのがよい。改善した事例は積極的に社内共有を図っており、改善事例集を作っている。

### 3. 建設業労働災害防止協会

技術管理部長 西田 和史氏

- (1) 建災防では建設業界からの要望もあり、検討委員会を設け、厚労省の技術上の指針に基づいて、建設作業に特化したリスク管理マニュアルを作成、3月に公表した(資料7頁)。ひとまず建築工事系のマニュアルを作成したが、今後は土木系のマニュアルも作成する。
- (2) 建災防では作業ごとにばく露濃度を測定し、その結果を踏まえてマニュアルを作成した(資料20頁)。「セメント系粉体取扱い作業」において、ポルトランドセメントはその粉じんが水と反応して水酸化カルシウムが生成されることから、水酸化カルシウムの有害性についてもマニュアルに記載した(資料21頁)。
- (3) リスク管理マニュアルには、化学物質管理者が前日までに必要事項を記載した後、保護具着用管理責任者が選択したマスク、手袋を記載し、記録欄には作業開始前に作業員全員がサインをする。作業終了後に元請が確認するという流れになっている(資料22~26頁)。同じ作業をしている間はこのマニュアルを使い続けることとしている。
- (4) 今後は対象業務の拡大や、現マニュアルの改訂も進めていきたい。



西田和史氏

### III 東京労働局労働基準部健康課からの説明

#### 1. リスクアセスメント対象物の検索サイトについて(資料6頁)

資料に記載しなかったが、製品評価技術基盤機構(ナイト)という団体があり、ナイトクリップというサイトが結構優秀である。



長澤英次氏

## 安全衛生研修センター(江戸川区)の 講習会申込方法が変わりました!

令和6年11月1日から、東基連 安全衛生研修センター(江戸川区)の各種講習会の申込方法が、原則インターネットのみによる申込みになりました。

これに伴い、郵送による申込のやり取りがなくなります。

また、受講日当日はQRコードを使った受付となります。

新たな受付方法については、

東基連 HP「各種講習会のご案内・申込」の「講習会お申込手順」(右 QR コード)でご確認ください。



# 令和6年度年末・年始 Safe Work 推進強調期間実施要綱

東京労働局 労働基準部 安全課

**1 趣旨** 東京労働局では、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、「令和6年度年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、都内各事業場の安全衛生気運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとする。

令和5年の死亡災害は46人(新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。)と前年比で9人減少したものの、休業4日以上死傷災害(以下「死傷災害」という。)が11,394人と前年比592人の増加となった。

令和6年9月末現在の死亡災害は前年から3人減少したものの25人もの尊い命が失われたところである。また、死傷災害についても、業種横断的に「転倒」や腰痛を含む「動作の反動・無理な動作」といった人の作業行動に起因する災害(以下「行動災害」という。)が増加傾向にある。

さらに、労働衛生の分野では、化学物質による労働災害防止のための新たな規制が本年4月から導入され、リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理が強化されたことから改正を踏まえた対応が求められる。

そのため、本強調期間では、特に、死亡や重篤な労働災害が多発傾向にある建設業について、労働災害防止対策の推進を強化するとともに、化学物質管理や業種横断的に行動災害の防止対策の推進を強化する。

**2 取組期間** 令和6年12月1日(日)～令和7年1月31日(金)

**3 実施事項等** 各労働災害防止団体が年末・年始における労働災害防止に向けて行う取組、無災害運動等に加え、以下の事項を積極的に実施することとする。

## (1) 行政による重点実施事項

- ① 「Safe Work」のロゴマークの活用による労働災害防止の気運の醸成及び各事業場へのロゴマークの活用勧奨
- ② 労働局及び労働基準監督署幹部による事業場に対する集中パトロール
- ③ 労働基準監督署による集中的な建設現場指導
- ④ 災害多発業種等に対する講習会などを通じた労働災害防止指導の強化
- ⑤ 各関係団体主催の会合等を通じた経営トップに対する要請
- ⑥ 行動災害防止に向けた啓発資料等の作成、発信
- ⑦ 化学物質管理に関する講習会などを通じた改正法令の周知
- ⑧ 各事業場における安全衛生宣言活動の推進
- ⑨ 労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施依頼

## (2) 各関係団体、各事業者による重点実施事項

- ① 年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ② 事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することなどによる労働災害防止の気運の醸成
- ③ 各関係団体幹部、各事業場経営トップによるパトロール
- ④ 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- ⑤ 墜落・転落災害、行動災害防止を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底(災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等)
- ⑥ 各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑦ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑧ 積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑨ 大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑩ その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組



トップが発信！ みんなで宣言  
一人一人が「安全・安心」

# 令和6年度年末年始無災害運動実施要領

**1 趣旨** 年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で54回目を迎える。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

令和5年の労働災害による死亡者数は755人と過去最少だったものの、休業4日以上死傷者数は135,371人となり、3年連続で増加となった。そのうち60歳以上の高齢者の割合は29.3%となっており依然として増加傾向にある。また本年8月末までの労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)をみても、前年同期に比べて休業4日以上死傷者数は、全体で1.5%増加しており、業種別では陸上貨物運送事業で1.8%、第三次産業で3.0%の増加、事故の型別では「転倒」で0.9%、「動作の反動・無理な動作」で2.4%増加している。

こうした状況の中で、特に年末年始は大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。また、多忙による焦りや疲労からミスやエラーが起りやすくなる。そのため各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施が一層重要となる。また転倒・腰痛災害予防のため、身体機能の維持向上のための取り組みや、感染症予防を含めた労働者の健康管理にも全員で取り組むことが大切である。

自身の安全・健康の確保はもちろん、周囲の仲間とも声を掛け合って、皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を笑顔で迎えられるよう、本年度の年末年始無災害運動を展開する。

**2 実施期間** 令和6年12月1日から令和7年1月15日までとする。

**3 運動標語** 「今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害」

**4 主唱者** 中央労働災害防止協会 **5 後援** 厚生労働省

**6 実施者** 各事業場

## 7 主唱者の実施事項

- (1) 機関誌、ホームページ等を通じた広報
- (2) 報道機関等を通じた周知
- (3) リーフレット等の制作および配布
- (4) 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

## 8 事業場の実施事項

### (1) 年末年始に実施する事項

- ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- ② 安全衛生パトロールの実施
- ③ 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- ④ 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え
- ⑤ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑥ 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示

## (2) 年末年始に実施状況を確認する事項

- ① KY(危険予知)活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ②安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ③化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ④転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ⑤火気の点検、確認などの火気管理の徹底
- ⑥交通労働災害防止対策の推進
- ⑦過重労働をしない・させない職場環境づくり
- ⑧高齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣(睡眠、食事、運動等)に関する健康指導などの実施
- ⑨感染症拡大防止対策の徹底
- ⑩職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- ⑪自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- ⑫安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

# 毎年12月は 「職場のハラスメント撲滅月間」です

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課



すべての事業主に対し、職場におけるハラスメント<sup>(※)</sup>の防止措置が義務付けられています。防止措置は実施していますか？ 防止措置は有効に機能していますか？ 改正時に一度研修をやったキリになっていませんか？

法律に基づいたハラスメント防止措置を実行するとともに「職場のハラスメント撲滅月間」に運用状況の把握や必要な見直しを行い、ハラスメントのない職場づくりに取り組みましょう。

(※)パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント

### ハラスメント防止措置についての相談窓口

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 ☎ 03-3512-1611

ハラスメント防止措置の内容や取り組み方法などあらゆるご相談に応じています。セクシュアルハラスメント及びいわゆるマタニティハラスメント(男女雇用機会均等法)、育児休業等に関するハラスメント(育児・介護休業法)の防止措置についてもご相談いただけます。お気軽にご相談ください。

ご活用ください



ハラスメント裁判事例、他社の取組など  
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

研修ツール、裁判例、Q&A など、ハラスメント対策に役立つあらゆる情報を提供しています。



お問合せ先 東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 ☎ 03-3512-1611

# 長時間労働が疑われる事業場に対する 令和5年度の監督指導結果を公表します

東京労働局 労働基準部 監督課

東京労働局(局長 富田望)では、このたび、令和5年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例と共に公表します。



この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった3,438事業場のうち、1,385事業場(40.3%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、699事業場(違法な時間外労働があったもののうち50.5%)でした。

東京労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

## 令和5年4月から令和6年3月までの監督指導結果のポイント

(1)監督指導の実施事業場	3,438 事業場
(2)主な違反内容((1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場)	
①違法な時間外労働があったもの	1,385 事業場(40.3%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの	699 事業場(50.5%)
うち、月100時間を超えるもの	426 事業場(30.8%)
うち、月150時間を超えるもの	97 事業場(7.0%)
うち、月200時間を超えるもの	8 事業場(0.6%)
②賃金不払残業があったもの	224 事業場(6.5%)
③過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	712 事業場(20.7%)
(3)主な健康障害防止に関する指導の状況((1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場)	
①過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの	1,961 事業場(57.0%)
②労働時間の把握が不適正なため指導したもの	689 事業場(20.0%)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果(令和5年4月から令和6年3月までに実施)

### 1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

#### 監督指導実施状況

令和5年4月から令和6年3月までに、3,438事業場に対し監督指導を実施し、2,540事業場(73.9%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが1,385事業場、賃金不払残業があったものが224事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが712事業場であった。

表 1 監督指導実施事業場数

	監督指導実施事業場数	労働基準関係法令違反があった事業場数	主な違反事項別事業場数			
			労働時間 <sup>(注3)</sup>	賃金不払残業 <sup>(注4)</sup>	健康障害防止措置 <sup>(注5)</sup>	
合計 <sup>(注1、2)</sup>	3,438(100%)	2,540(73.9%)	1,385(40.3%)	224(6.5%)	712(20.7%)	
主な業種	商業	788(22.9%)	544(69.0%)	268	44	170
	製造業	212(6.2%)	177(83.5%)	109	13	48
	保健衛生業	216(6.3%)	174(80.6%)	71	10	36
	接客娯楽業	368(10.7%)	309(84.0%)	181	35	114
	建設業	186(5.4%)	135(72.6%)	81	14	31
	運輸交通業	165(4.8%)	132(80.0%)	95	18	26
	その他の事業 <sup>(注6)</sup>	910(26.5%)	649(71.3%)	348	48	169

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かつ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32・40条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。〕、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働の上限規制)の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表 2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
3,438	703 (20.4%)	938 (27.3%)	541 (15.7%)	463 (13.5%)	472 (13.7%)	321 (9.3%)

表 3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
3,438	256 (7.4%)	364 (10.6%)	319 (9.3%)	367 (10.7%)	548 (15.9%)	1,584 (46.1%)

## 2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

### (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、2,197事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項 <sup>(注1)</sup>					
	面接指導等の実施 <sup>(注2)</sup>	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施 <sup>(注3)</sup>	月45時間以内への削減 <sup>(注4)</sup>	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等 <sup>(注5)</sup>	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
1,961	242	220	1,021	905	58	51

(注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。

(注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

(注3)「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

(注4)時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。

(注5)医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

## (2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、689事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導 事業場数	指導事項 <sup>(注1)</sup>					
	始業・終業時刻の 確認・記録 (ガイドライン4(1))	自己申告制による場合			管理者の責務 (ガイドライン4(6))	労使協議組織の 活用 (ガイドライン4(7))
		自己申告制の説明 (ガイドライン4(3) ア・イ)	実態調査の実施 (ガイドライン4(3) ウ・エ)	適正な申告の 阻害要因の排除 (ガイドライン4(3)オ)		
689	283	34	412	30	1	0

(注1)指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

(注2)各項目のかつ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

## 3 監督指導により把握した実態

### (1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった1,385事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、699事業場で1か月80時間を、うち426事業場で1か月100時間を、うち97事業場で1か月150時間を、うち8事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 監督指導実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導 実施 事業場数	労働時間 違反 事業場数	労働時間				
		80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
3,438	1,385	686	699	426	97	8

### (2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、198事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、886事業場でタイムカードを基礎に確認し、838事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、273事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、1,175事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法 <sup>(注1, 2)</sup>				自己申告 制 <sup>(注2, 3)</sup>
使用者が自ら 現認	タイムカード を基礎	ICカード、ID カードを基礎	PCの使用時間 の記録を基礎	
198	886	838	273	1,175

(注1)労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2)監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

(注3)労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

# 職場での一酸化炭素中毒に注意！

東京労働局 労働基準部 健康課

都内の飲食店において、燃焼器具の不完全燃焼等による一酸化炭素中毒が多く発生しています。

一酸化炭素は無色無臭であるため、その存在に気づきにくい気体です。そのため、吸入しても気づかずに中毒を発症し、吐き気、めまいなどの症状を起し、対応が遅れると重症化または死に至る危険もあります。

ガス燃焼機器等を使用している場合には、以下のチェック項目を参考に、職場での安全対策を徹底してください。

## 換気設備・燃焼器具関係

## 一酸化炭素中毒防止安全対策チェック☑

- 十分な能力の換気設備を設置していますか？
- ガス燃焼機器の使用時には、換気装置を必ず稼働させていますか？
- 換気設備やガス燃焼機器について日常的な清掃、点検・整備を行っていますか？
  - ☞換気設備の排気口やガス燃焼機器の吸排気口に油污れやほこりがたまっていると、十分な換気ができなくなります、日頃から清掃を励行しましょう。

## 警報装置関係

- 一酸化炭素の警報装置(CO 警報センサー)を設置していますか？
- 燃焼器具に不完全燃焼警報装置機能が付いていますか？

## 管理面関係

- 一酸化炭素中毒に係るマニュアルを整備していますか？
  - ☞ガス燃焼機器使用に当たっての換気設備の作動手順、ガスの燃焼状況及び換気設備についての定期点検、一酸化炭素警報装置作動時の対応等マニュアルを作成・整備し、関係労働者へ周知と遵守を徹底してください。
- 労働者に対し、十分な安全衛生教育を行っていますか？
  - ☞燃焼器具を使用する際には、換気設備の稼働を確認するようにしましょう。
  - ☞異常に気づいた時にはすぐに作業を中止しましょう。
- ガス燃焼機器を使用している室内の給気は十分に行われていますか？

東京都内の飲食店における一酸化炭素中毒関係災害発生事例(令和5年～令和6年)

発生年	発生状況	被災者数
令和5年	うなぎ料理を提供する店舗内で、2名で炭の片付け等の閉店作業を行った後に気分が悪くなったもの。救急車により搬送された病院で一酸化炭素中毒と診断されたもの。	2人
令和5年	ラーメン屋の厨房において、茹で麺機を用いてラーメンを調理中、換気扇を稼働させていなかったため一酸化炭素中毒の症状を発症したもの。	1人
令和5年	調理業務に従事していた被災者が、食材を運んでいたところ歩けなくなり、医療機関において一酸化炭素中毒と診断されたもの。災害発生当時、厨房内では肉を焼く機械が稼働していたが、換気扇を稼働させていなかった。	1人
令和5年	ラーメン屋の厨房において、茹で麺機で調理していたところ、換気装置を稼働させていなかったため、茹で麺機の不完全燃焼により発生した一酸化炭素が厨房内に充満し、調理中の2名が一酸化炭素中毒となったもの。	2人
令和6年	ラーメン屋の厨房において、開店前の仕込み作業中、茹で麺機に点火後、2名が体調不良となり、その後ほかの2名についても体調不良となったことで救急搬送され一酸化炭素中毒と診断されたもの。	4人

令和6年9月末現在

# 労働基準行政 OB が解説する 労務管理セミナー

～創業間もない企業や、更に詳しく知りたい方々を対象に、基礎から実務まで  
ポイントを丁寧に説明～

労務関係でわからないことがあれば、最寄りの監督署に聞いてみるのが一番ですが、窓口が混んでいる、相談した結果、違法と疑われて臨検監督に入られるのではないかと、二の足を踏むのも確かです。

そこで、元監督署職員が皆様の不安を解消するため、新たなセミナーを開催することとしました。

## 講師 古賀睦之

現職 (公社)東京労働基準協会連合会 常務理事  
兼中央労働基準協会支部事務局長

経歴 労働省(現厚生労働省)入省。労働基準監督官として地方労働局、管下労働基準監督署にて労働基準監督業務に従事。青梅署長、東京労働局監督課・主任監察監督官、同賃金課長、渋谷署長等を歴任。最終官職、三田労働基準監督署長。現職にて企業からの労務管理全般にわたる相談業務等に対応。

## 講師 古川内和好

現職 (公社)東京労働基準協会連合会 事務組合課長  
兼中央労働基準協会支部事務局長

経歴 労働省(現厚生労働省)入省。厚生労働事務官として東京労働局、管下労働基準監督署にて労働保険関係業務に従事。東京労働局労災補償監察官、労災管理調整官等を歴任。最終官職、東京労働局労働保険徴収部適用・事務組合課長。現職にて労災保険の企業からの相談業務等に対応。

## 第1回目 中労基協ビル 4階ホール

**日時** 令和7年1月30日(木) 13時30分～16時45分(開場時間13時00分)

**場所** 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央基協ビル4階

## 第2回目 たま研修センター ホール

**日時** 令和7年3月18日(火) 13時30分～16時45分(開場時間13時00分)

**場所** 〒190-0012 東京都立川市曙町1丁目21-1 いちご立川ビル2階

## 申し込み

**会員等** (本部、中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅・三鷹のいずれかの支部で会員となっている企業等の方)  
このセミナーを機に会員の申し込みをされた企業等の方

一 般 会員等以外の方

無料

3,300円(税込)

入会案内 URL



<https://toukiren.or.jp/kouzimachi/content/nyuukai.pdf>

セミナー申込 URL



[https://toukiren.or.jp/seminar\\_36.html](https://toukiren.or.jp/seminar_36.html)



第29回 桃樹のちょこっと用語  
「深掘り探訪記掲載号一覧」  
本号の27ページをご覧ください。

# 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化\*されます

令和7年(2025年)1月1日施行

東京労働局 労働基準部 安全課

令和7年(2025年)1月1日以降に報告受付となる労働者死傷病報告について、電子申請による報告が義務付けられます。令和6年12月31日以前に発生した労働災害についても、1月1日以降の報告受付分から適用となります。

※経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

労働者死傷病報告の改正項目は、5つ(①事業の種類、②被災者の職種、③傷病名及び傷病部位、④災害発生状況及び原因、⑤国籍・地域及び在留資格)です。

- 労働者死傷病報告の記載方法などを解説する動画をご用意しました！ 下記 URL からご覧ください。

<https://youtu.be/6Rj4ETEN5mo>

電子申請に当たっては、

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスをご活用ください



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行く届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報を e-Gov を介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※令和7年1月1日より、労働者死傷病報告のほか、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者／安全管理者／衛生管理者／産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

分からないことは、なんでも「蓮美部長」に聞いてみよう！

第30回

## 桃樹の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」

私は「桃樹」。東基連に入職し、4年目です。まだまだ経験不足ですが、会員の皆様のために頑張ります。さて、そんな私が、日頃、疑問に感じた事柄について、「労務・安全衛生の専門家」にして、私の上司、「蓮美部長」に、その疑問をおつけ、深く、深く、回答を探っていくコーナーです。宜しくお願い致します。



桃樹さん



蓮美部長

### 令和6年を振り返ると、色々な出来事がありました。

桃樹さん 読者の皆さん、こんにちは！

蓮美部長！ いよいよ12月に入りましたね。今月で令和6年も幕を閉じます。あっという間の1年間でした。

蓮美部長 その通りですね。あっという間に令和6年も最後の月に入りました。今年は大きな出来事が沢山起きたように感じます。

桃樹さん はい！ そうです。大きな出来事と言えば、10月には出雲全日本大学選抜駅伝、箱根大学駅伝予選会が。そして、11月には伊勢路で全日本大学駅伝が行われました。

蓮美部長 はいはい(笑い)、確かに大きな出来事でしたね。でも、桃樹さん！ 駅伝、好きね～。一昨年も去年も、12月号では大学駅伝を熱く語っていたわ。もう定番ね。

桃樹さん いや～(汗～)。なんか、手に汗握ってしまうんです。

蓮美部長 はいはい(笑い)、そうでしたね。今年の10月の出雲全日本大学選抜駅伝では、國學院大学が優勝。そして、11月の伊勢路で行われた全日本大学駅伝も國學院大学が優勝。駒澤大学と青山学院大学を加えた3強がしのぎを削っているわね。

桃樹さん そうなんです。全日本大学駅伝の最終8区の、國學院大学、駒澤大学、青山学院大学の三校のアンカー勝負。凄かったです。お正月の箱根大学駅伝も楽しみです。

蓮美部長 分かりました。それではここで、簡単に今年を振り返ってみましょう。

桃樹さん はい、今年の1月1日午後4時過ぎ、石川県能登半島を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生。震度7の激しい揺れが能登半島を襲いました。

蓮美部長 そうでしたね。多くの家屋も倒壊し、石川県では沢山の方が犠牲となりました。

桃樹さん その後、石川県では9月21日から22日にかけて大雨の特別警報が出され、記録的な豪雨となり、河川の氾濫や土砂崩れも。被災者の方々をどう手厚く支援していくかが課題となっています。

蓮美部長 地震といえば、8月にも大きな地震があったわね。

桃樹さん はい、8月8日に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生。気象庁は、次の巨大地震に注意を呼びかける「南海トラフ地震情報」を発表しました。

蓮美部長 いつ大規模地震が起きてもおかしくない状況にあることを、実感させられましたね。

### 嬉しいニュースも、沢山ありました。

桃樹さん そんななか、嬉しいニュースもありました。7月には新しい紙幣が発行され、1万円札は「渋沢

栄一さん」、五千円札は「津田梅子さん」、千円札は「北里柴三郎さん」の肖像画がデザインされています。渋沢さんにはなかなかお目にかかれませんが。(汗)

**蓮美部長** そんなことは無いでしょう(笑い)。嬉しいニュースと言えば、日本被団協がノーベル平和賞を受賞することになったわね。

**桃樹さん** 10月11日に発表されました。長年、被爆者の立場から核廃絶を訴えてきた日本原水爆被害者団体協議会が、今年のノーベル平和賞を受賞すると。授賞式は12月10日の予定です。

**蓮美部長** 核兵器のない世界を実現するための努力と、核兵器が二度と使用されてはならないことを証言によって示してきたことが受賞理由とか。とても嬉しいニュースでしたね。

**桃樹さん** そういえば、大リーグのドジャースで活躍する大谷翔平選手が、50ホームラン・50盗塁以上を達成しました。大リーグで史上初の記録です。

**蓮美部長** そうでしたね。大谷選手はどこまで記録を伸ばしたのかしら。

**桃樹さん** 今シーズンの大谷選手は、ホームラン54本130打点で2冠に輝き、盗塁も59個をマーク。ドジャースはワールドシリーズでヤンキースを4勝1敗で破り、優勝。これもすごい戦いでした。うーん！凄かった!!

**蓮美部長** 桃樹さん、落ち着いて、落ち着いて。スポーツでは今年はパリオリンピックが開催されましたね。日本選手団も大活躍。

**桃樹さん** はい。7月26日から8月11日までの17日間。フランスのパリで行われ、日本選手団は金メダル20個、銀メダル12個、銅メダル13個と、合わせて45個のメダルを獲得。金メダル数でも、メダル総数でも海外で開催された大会での最多数を更新する活躍でした。

**蓮美部長** 色々な意味で激動の年と言える1年間でしたね。労働の分野でも様々なことがありましたね。

**桃樹さん** はい、そこで、今月号の「労務・安全衛生深掘り探訪記」は、「深掘り探訪記・令和6年総集編」として、この1年間に掲載したお話を、順番に振り返ってみたいと思います。

## 1月号 「新しい時代の働き方に関する研究会報告」(前編)

**蓮美部長** まず、今年最初の1月号のテーマは、何だったかしら。

**桃樹さん** 1号月のテーマは、「新しい時代の働き方に関する研究会報告」についてでした。

労働基準法が昭和22年に施行され昨年(令和5年)で75周年。今年は施行されてから第4の四半世紀の1年目を迎えることを教えていただきました。

このタイミングで厚生労働省が「新しい時代の働き方に関する研究会」を立ち上げたと。

**蓮美部長** そうでしたね。労働基準法制定時には想定もしていなかった働き方も出てきて、その人たちの保護をどうするのかという問題も生じてきています。それらにどう対応するのも大切な点です。

**桃樹さん** 「新しい時代の働き方に関する研究会」では、15回の研修会を開催。その検討結果をまとめた報告書が、昨年(令和5年)10月20日に「新しい時代の働き方に関する研究会 報告」として厚生労働省から公表されました。

蓮美部長からは、「この報告書は大きく4つに分かれている」として、その内容を教えていただきました。

**蓮美部長** そうです。4つは次のとおりです。

- 1番目は「本研究会の契機となった経済社会の変化」
- 2番目は「新しい時代に対応するための視点(「守る」と「支える」)」
- 3番目は「新しい時代に即した労働基準行政の方向性(守り方・支え方)」
- 4番目は「未来を担う全ての方へ」

**桃樹さん** 1月号では、1番目と2番目について、3番目と4番目については2月号で教えていただきました。

**蓮美部長** 1番目の大切な点として、労働基準局長の次のお話を紹介しました。「これまで以上に働く方が

希望する働き方を実現し、能力を十分に開発し発揮できる働く環境を構築しなければ我が国の発展はないという考え方を出发点として、これからの労働基準法のあり方を検討し」と。

**桃樹さん** そうでした。そして、2番目については「守る視点」と「支える視点」という「2つの視点」についてでしたね。

**蓮美部長** 1つめは「いかなる環境下においても全ての労働者に対して守るべきことがあるという『守る』の視点」。

2つめは「働く人の多様な選択を支援するという『支える』の視点」。

**桃樹さん** 報告書では、「こうした視点を踏まえ、今後の労働基準法制の課題と目指すべき方向性についてとりまとめたものである」と、報告書のベースとなる考え方を示しています。

## 2月号 「新しい時代の働き方に関する研究会報告」(後編)

**蓮美部長** 2月号では、1月号に引き続き、「新しい時代の働き方に関する研究会報告」についてお話ししました。

**桃樹さん** はい、報告の3番目と4番目の内容です。

3番目は「新しい時代に即した労働基準行政の方向性(守り方・支え方)」。

4番目は「未来を担う全ての方へ」です。

**蓮美部長** 3番目の「新しい時代に即した労働基準行政の方向性(守り方・支え方)」は次の7つのポイントから構成されています。

- ①変化する経済社会の下でも変わらない考え方を堅持すること。
- ②働く人の健康確保
- ③働く人の選択・希望の反映が可能な制度へ
  - ・個々の働く人の選択・希望の変化を踏まえた制度
  - ・適正で実効性のある労使コミュニケーションの確保
- ④シンプルでわかりやすく実効的な制度
- ⑤労働基準法制における基本的概念が実情に合っているかの確認
- ⑥従来と同様の働き方をする人が不利にならないように検討すること
- ⑦労働基準行政の充実強化



**桃樹さん** そうでした。働き方が多様化する中で、いかにして働く人を守り支えていくかについて、記述されています。

そして4番目が「未来を担う全ての方へ」です。

**蓮美部長** ここでは、政府への提言に加え、未来を担う「企業」や「働く人」に今後期待することを示しています。

**桃樹さん** はい！ この個所でとても心に残っている一文があるんです。

「未来を担う全ての人へ」と題された次の文です。「誰もが『人生の主人公』として自発的にキャリアを形成し、「働くこと」に希望や期待を持てる環境を、働く人だけでなく、企業、社会、国が協働して創りあげていくことが、今まさに求められている」と。

**蓮美部長** 大切な観点ですね。私もそう思います。

**桃樹さん** この「新しい時代の働き方に関する研究会報告」を受け、その後、政府はどのように動いているのでしょうか。

**蓮美部長** 厚生労働省は新たに「労働基準関係法制研究会」を立ち上げ、今年の1月23日に第1回の会合を持ちました。

ここでは「新しい時代の働き方に関する研究会報告」を踏まえ、労働基準関係法制についての議論を重

ね、第13回が9月11日に開催されました。この研究会が提示するであろう報告も興味のあるところですよ。

### 3月号 ロングセラー「労災保険給付の手続き 改訂4版」が発行されました！

**蓮美部長** 3月号では「労災保険給付の手続き」についてお話ししましたね。

**桃樹さん** そうです。東基連が開催したセミナー「労災保険給付の基礎講座」に参加させていただきましたが、そのセミナーで使用されたのが、東基連の職員が執筆・作成したロングセラー「労災保険給付の手続き 改訂4版」です。

**蓮美部長** 東基連本部の松川課長が講義を担当。とても評判が良かったということでしたね。

**桃樹さん** はい、松川課長の講義はとても素晴らしかったです。

受講者の感想にも「講師の方が、労災保険事務の実務経験が豊富な方で、質問にも詳しく回答していただけただけのが良かった」とか、「言葉が明瞭で聞きやすかった」「声の感じも良かった。話題も豊富。役立ちます」などなど、とても好評でした。

**蓮美部長** テキストについての感想も良かったのよね。

**桃樹さん** テキストの感想も多く寄せられました。「労災保険業務を担当しているが、このテキストは使えそう」、「実例が沢山書かれているので、理解しやすかった。この本、見やすい」などなど。

**蓮美部長** 厚生労働省の地方労働局や、各地の労働基準協会連合会さんからも、毎年注文を頂いて、まさにロングセラーですね。

**桃樹さん** はい、特に「Q & A」が充実していて、実に88問88答。これも人気の秘密ですね。

**蓮美部長** 皆さんに活用してもらえると、嬉しいですね。

### 6月号 熱中症対策、先手必勝！ 職場の熱中症を防ごう！

**桃樹さん** 4月号、5月号は紙面の関係でお休みを頂き、次は6月号でした。

6月号では、熱中症対策を取り上げましたが、特に環境省が運用を開始した「熱中症特別警戒アラート」について確認しました。

**蓮美部長** そうでしたね。昨年(令和5年)までも、気象庁と環境省が共同して「熱中症警戒アラート」を発表していました。

しかし、環境省の発表によると「近年、気候変動の影響により、熱中症による緊急搬送人数は毎年数万人を超え、死亡者数も高い水準で推移している」として、今年は「特別」が付く「熱中症特別警戒アラート」が公表されると。

**桃樹さん** 今年の「熱中症警戒アラート」は、4月24日から運用を開始し、10月23日(「熱中症特別警戒アラート」は10月22日まで)まで行われました。

**蓮美部長** 熱中症特別警戒アラートは、「熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合」に発表されるものだったわね。

**桃樹さん** そうです。翌日の日最高暑さ指数(WGBT)が「35以上」に達すると予測される場合に、前日の午後2時頃に出されます。

**蓮美部長** 熱中症警戒アラートは？

**桃樹さん** 熱中症警戒アラートは、WGBTが「33以上」に達すると予測される場合に、「人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合」として、前日の午後5時頃及び当日の午前5時頃に発表されます。

**蓮美部長** 今年は、例年と比べても特に暑かったですが、アラートの発表状況はどうだったのかしら。

**桃樹さん** はい、幸いなことに「熱中症特別警戒アラート」の発表はありませんでした。

しかし、本当に暑い夏で、「熱中症警戒アラート」の発表回数は「1722回」となりました。昨年(令和5年)は「1232回」でしたから、実に1.4倍です。

蓮美部長 6月号で「熱中症特別警戒アラート」について確認し、7月号では東京労働局の「クールワークキャンペーン」についてお話ししましたね。

### 7月号 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

桃樹さん はい、もう暑さも半端ない7月でした。どうやってこの夏の暑さを乗り切るか。東京労働局健康課の「クールワークキャンペーン」の内容を学びました。

蓮美部長 桃樹さんご愛用の「首掛け式ミニ扇風機」も大活躍の夏でしたね。

桃樹さん その通りです。あのミニ扇風機が無ければ、この夏は乗り切れませんでした。

さて、7月号では、厚生労働省が出している「クールワークキャンペーン」のリーフレットに記載されている「重点取組期間(7月)」にすべきこと6点を確認しました。

蓮美部長 次の6点ですね。

- ①暑さ指数の低減効果を確認し、必要に応じ対策を追加
- ②暑さに応じた作業の中断等を徹底
- ③水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ④作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ⑤熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を徹底
- ⑥体調不調者の異常を認めるときは、躊躇なく救助隊を要請

桃樹さん どれも大切なことばかりですね。東京労働局の作成した「Cool work TOKYO」のロゴマークも良かったです。沢山貼りました。

蓮美部長 皆さん、真剣に取り組みましたね。ただ、熱中症関係の災害件数は増加傾向とか。

桃樹さん はい、令和6年1月から9月の熱中症の発生件数は速報値で94件。過去最多であった昨年(令和5年)と同様に増加傾向で推移しています。業種別では、上位は警備業、建設業、陸上貨物運送業となっています

今年の夏の暑さは、熱中症警戒アラートの増加に見られるように、大変なものでしたから。

蓮美部長 気候変動の影響もあり、夏の気温が高くなる傾向は来年も予想されていますから、令和7年も更なる取り組みが求められますね。

8月号では、化学物質の自律的管理についてお話ししましたね。

### 8月号 今こそ知ってほしい化学物質の新ルール

桃樹さん はい。8月号では「化学物質の自律的管理」について教えていただきました。

今年の10月9日に東京労働局と東基連の共催で行われた、「産業保健フォーラム」のテーマ。それが「今こそ知ってほしい化学物質の新ルール」と決まったこともあり、改めて法律改正の中身について確認しました。

蓮美部長 厚生労働省が、「化学物質管理強調月間」を創設したお話も出ましたね。

桃樹さん そうですね。令和7年2月を第1回の「化学物質強調月間」として、「職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識を高め、化学物質管理活動を定着すること目的」に創設と。

蓮美部長 スローガンの募集もあって、桃樹さんも応募したのよね。

桃樹さん はい。まだ連絡が来ないので、多分、残念な結果かなと。(泣き)

蓮美部長 あらあら、まだ分からないわよ。気を長くして待ちましょう。

この月間の発表の際に、「化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果」も発表されましたね。

桃樹さん そうなんです！ 読みましたが、小売業や飲食店などで化学物質による災害が多く発生していることを知り、驚きました。

**蓮美部長** そして、「有害物との接触」による災害が年間 500 件程度発生し、減少傾向がみられないという実情。これも、「化学物質の自律的管理」への大きな方向転換の理由かもしれませんね。

今年の 4 月からほぼ全面適用となった「化学物質の自律的管理」。その内容も確認しましたね。

**桃樹さん** はい。法の法令の改正点は幾つもありますが、事業者措置義務がかかる主なものは次の通りです。

- ①ラベル表示・SDS 交付による危険性・有害性情報の伝達義務
- ② SDS の情報等に基づくリスクアセスメント実施義務
- ③ばく露濃度をばく露濃度基準以下とする義務
- ④ばく露濃度をなるべく低くする措置を講じる義務
- ⑤皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康障害のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質について、保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務



**蓮美部長** どれも大切な事項です。自ら、使用する化学物質の危険性を確認し、リスクアセスメントを実施し、その結果に基づくばく露防止措置を講じていくことが求められているということですね。

### 10月号 PayPay で、お給料が支払われる!!

**桃樹さん** 10月号では、賃金のデジタル払いについて教えていただきました。

新聞に「お給料の支払いが、PayPay でもできるようになった」と掲載されていたので、蓮美部長に質問したところ、とても分かりやすく説明していただきました。

**蓮美部長** あらあら、桃樹さんに褒められちゃった。嬉しいわ。

**桃樹さん** いや、本当に分かりやすい説明でした。

労働基準法で定められている「賃金の支払いの 5 原則」。その 5 原則の 1 つ「直接払い」の例外である「銀行口座等への振り込み」を規定した労働基準法施行規則第 7 条の 2 に、新たに「賃金のデジタル払い」が追加されたと。

**蓮美部長** 正確には、「資金移動業者の口座への賃金移動」が規定されました。詳しくは 10月号を読んでもらうのがいいわね。

**桃樹さん** はい。蓮美部長からは、「賃金のデジタル払いを導入するにあたり必要な手続き」として、4 つのポイントを教えていただきました。

**蓮美部長** 桃樹さん、その 4 つのポイントを挙げてもらえるかしら。

**桃樹さん** はい、次の 4 つです。

- ①資金移動業者の確認と、資金移動業者のサービスの検討
- ②労使協定等の締結
- ③労働者への説明と、労働者の個別の同意取得
- ④賃金支払いの事務処理の確認・実施

**蓮美部長** よくできました。桃樹さん、偉いです。

**桃樹さん** 蓮美部長、照れてしまいます。

**蓮美部長** 現時点では指定された「指定資金移動業者」は、「PayPay 株式会社」1 社ですが、他に 3 社が厚生労働省に申請し審査中です。これから他の業者も指定されて選択の幅が広がり、実際に賃金のデジタル払いを行う企業が増えていくと思います。

### 11月号 カスタマーハラスメント対策、企業の義務に!

**桃樹さん** 11月号では、「カスタマーハラスメント対策」を取り上げました。

**蓮美部長** 先月のことですから、よく覚えていますよ。

今年(令和6年)の8月8日に、厚生労働省が設けた「雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会」が就業環境の整備に関する「報告書」を公表。

その中で、「こうした課題への対応は、女性が安心して働くことのできる職場環境の整備を通じて女性の活躍推進に資するのみならず、全ての労働者が活躍することのできる職場づくりにもつながるものである」と。

**桃樹さん** その報告書で、「労働者保護の観点からの法制化」が示されたんですね。

**蓮美部長** それを受けて、厚生労働省は9月30日に「第72回 労働政策審議会 雇用環境・均等部会」を開催。今後、この審議会で法整備に向けた議論が進められていくことになると思います。

**桃樹さん** 令和4年に作成された「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」についても紹介させていただきました。

**蓮美部長** 報告書では、カスタマーハラスメントを3要素から定義していますが、桃樹さん、お話していただけますか。

**桃樹さん** はい、次の3つです。

- ①顧客、取引先、施設利用者その他利害関係者が行うこと
- ②社会通念上相当な範囲を超えた言動
- ③労働者の就業環境が害されること

**蓮美部長** そうです。そのうえで、カスタマーハラスメント対策の法制化の議論のなかで、「事業主の措置義務」の在り方についても検討されました。

**桃樹さん** 「一次予防(未然防止)」と「二次予防(早期発見と適切な対応)」ですね。

**蓮美部長** そのとおりです。労働者を守るとの観点から事業主も適切な対応が求められるようになっていくものと思います。

**桃樹さん** 航空会社や鉄道会社などの取り組みも紹介させていただきました。社会全体が、カスタマーハラスメントは許さない!との方向に動いていることも確認しました。

**蓮美部長** 厚生労働省は労働政策審議会で議論を重ね、労働者を守る措置を事業主に義務付ける改正法案を来年の通常国会に提出する方針のようですから、その推移を見ていきたいと思います。

## 1年間、ありがとうございました!!

**桃樹さん** ここまで、この令和6年の「労務・安全衛生深掘り探訪記」を、1月号から駆け足で振り返ってみました。

こうしてみると、多岐に渡る分野の様々なテーマについて、深く、深く、深掘りしてきたように感じます。お付き合いいただいた会員の方々に感謝です。

**蓮美部長** 本当にそうですね。ありがとうございました。

桃樹さん、1年間、ご苦勞様でした。今年も残りわずかですが、最後まで宜しく願いますね。

**桃樹さん** はい、頑張ります。

会員の皆様、1年間のご愛読に心より感謝申し上げます。

それでは、来年も宜しく願い致します。また来月号でお目にかかりましょう。

# 来年に向けて労務関係を見直してみませんか？

東京働き方改革推進支援センターのご案内

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課

働き方改革、人手不足などなど……社長、来年に向けて労務関係の方針を見直してみませんか？



## 事業主の皆様の労務管理に関するお悩みを専門家がサポートいたします！

東京働き方改革推進支援センター(以下「センター」)では、都内事業者の皆様からの労務管理についてのお悩みから助成金、人材確保対策に関するお問い合わせなど、「働き方改革」に関するご相談について、社会保険労務士等の資格を有した専門家が対応しております。

ご質問・ご相談は、センターへの来所(要予約)、電話、メールなどで受け付けており、さらに専門家が実際に貴社を訪問し(またはオンラインにて)、実情を把握させていただいた上でお悩みを解決するためのコンサルティングを実施しております。

10月からの最低賃金の改定や社会保険の適用拡大に関するご相談も受け付けており、キャリアアップ助成金<sup>(※)</sup>の活用など、貴社の実情に応じた対応策をコンサルティングを通じてご提示いたします。

費用は無料ですので、お気軽にご相談下さい！

※キャリアアップ助成金の詳細は各検索サイトにて「キャリアアップ助成金」で検索を！

キャリアアップ助成金 検索

## 多くの事業主が自社の改善を実現しています！

センターを利用され専門家のサポートを受けた多くの事業主が、自社の改善を実現しております。

事業主様の主な取り組み事例については、以下のアドレスからご覧いただけます。

働き方改革特設サイト 中小企業の取り組み事例 <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/casestudy/>

※掲載されている取り組み事例は東京も含めた全国の働き方改革推進支援センターの支援事例になります。

お問い合わせはこちら 東京働き方改革推進支援センター(東京労働局委託事業)



所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-16-8 虎ノ門石井ビル 4階

最寄り駅 東京メトロ虎ノ門駅、虎ノ門ヒルズ駅

電話 0120-232-865(平日 9:00~18:00)

FAX 03(6206)7046

メール [tokyo@task-work.com](mailto:tokyo@task-work.com)

HP <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tokyo/>





さんぼくん

独立行政法人 労働者健康安全機構

# 東京産業保健総合支援センター研修案内 (令和6年12月～令和7年1月)

## ◆産業保健研修◆

令和4年12月開催分から、従来の「保健師・看護師研修」「人事・労務・衛生管理者研修」を統合して「産業保健研修」といたしました。産業看護職・人事労務担当者等、産業保健スタッフを対象とした研修です。

※単位等の取得はできません。

- 研修は当センターのホームページからお申し込みください。※利用者登録(無料)が必要です。
- 当センターが主催する研修は、すべて無料で受講できます。
- 研修は当センターの研修室で開催しています。会場が異なる場合は表記いたしますのでご注意ください。

〒102-0075 東京都千代田区三番町  
6-14 日本生命三番町ビル3F

TEL : 03-5211-4480

FAX : 03-5211-4485

URL : <https://www.tokyos.johas.go.jp/>

## Web 研修

- 当センターホームページの「web 研修会受講の注意事項及び受講手順」を必ずご覧の上、お申し込みください。
- 講義の後、チャットにて質問を受け付ける予定です。

研修日時	研修テーマ	講師	定員
1月14日(火) 14:00～16:00	<b>web 研修会 事例から学ぶ産業保健スタッフが知っておきたい職場のメンタルヘルス対策の秘訣② ～中小企業編～</b> 産業保健スタッフ等(保健師・看護師、人事労務担当者等)が、経営トップに説明したり、労働者に研修したりする際に、「使えるネタ」を提供します。 講師がこれまで実際に見聞きしてきた中小企業の職場のメンタルヘルス対策のきっかけとなった最初の一步や、失敗事例・成功事例など、困難を乗り越えてうまく軌道にのせていくための秘訣をお伝えします。 また、ストレスチェック実施のコツや、離職防止につながる社員間のコミュニケーション活性化策などもご紹介します。 本講義を通じ、自社に持ち帰った上で、働く人のメンタルヘルスに関し説明する力が身につけられることを願っております。	「こころの耳」 事務局長 石見 忠士	70
1月29日(水) 14:00～16:00	<b>web 研修会 レジリエンスについて</b> 仕事上の挫折や生活上でのネガティブなライフイベントは、程度の差はあれ、すべての人に共通して起こり得る。特に現代社会においては、以前よりも多種多様な困難や不測の事態がより身近に存在する現状がある。ネガティブなライフイベントは避けることが出来ないが、ネガティブなライフイベントを経験してもそれを糧とし、しなやかに乗り越えていくことが必要となるのではないだろうか。 EAP カウンセラーの経験から挫折・困難な状況からの回復力である「レジリエンス」について情報提供いたします。	レジリエ研究所 所長/ (一社)国際EAP協会 日本支部理事長 市川 佳居	70

## 会場研修

研修日時	研修テーマ	講師	定員
12月10日(火) 14:00～16:00	<b>すすめよう職場のスマート禁煙!</b> 職場の禁煙化は、法律や条例、ガイドラインでも示された労働衛生上の重要課題の一つです。 本研修会は、研究成果を基に作成した科学的根拠に基づく「効果的な職場の受動喫煙対策の推進方法」を提案しております。 令和14年度には、望まない受動喫煙のない社会の実現が国の目標です。 まずは、その推進方法を知ることからはじめてみませんか? <b>◆注意◆</b> 本研修会は、禁煙化されていない事業場の関係者を対象とします。 参加型研修で、グループワークがあります。	齋藤 照代	45

研修日時	研修テーマ	講師	定員
12月11日(水) 14:00～16:00	<b>職場の安全と安心を守る カスタマーハラスメント対策</b> カスタマーハラスメント(以下カスタハラ)対策は従業員が安心して働ける組織づくりのために必要不可欠なものであり、事業所として対策を講じることが求められています。 ですがカスタハラは社内のハラスメントと違い、社外の顧客関係が複雑にからんだデリケートな問題です。 トラブルから組織や従業員を守るためカスタハラ対策の取り組み方について考えてみましょう。	産業カウンセラー 森井 梢江	55
12月13日(金) 14:00～16:00	<b>実践に基づく適応障害等による休職者の復職支援</b> ～グループワークで困り事を共有しましょう～ 休業中における関わり、そして、復職に至る迄の具体的な支援対応についてお伝えしながら、皆さんと一緒に困りごとをグループワークしていきましょう。	労働者健康安全機構産業保健 アドバイザー 公認心理師 菅野 由喜子	55
12月16日(月) 14:00～16:00	<b>病気をもつ労働者と職場へのより良い支援のために</b> ～治療と就労のバランスを支えるヒント～ 本研修では、近年増えている病気(がん、難病など)をもつ労働者が、治療と就労のバランスをとれるようにすることを目指して、どのような支援が望まれるか、どのように支援を進めるかについて、事例検討を含めて学びます。 研修内でワークシートを記入・提出いただくことで質問・考えを共有しながら、全員で学びを深めていきます。 ・両立支援度チェック ・事例をもとに、がんをもつ社員の就労支援を考える ・勤務スケジュールの配慮 ・職務内容の配慮と、同僚への伝え方 ・両立を支える職場づくり ※本研修では個人ワークを行い、提出いただいた内容を講師が共有させていただきます。 ※本テーマに関する疑問・質問を事前に受け付けます。参加申込後、当センターから「12月16日 研修疑問・質問依頼」メールをお送りいたしますので、そちらへご入力ください。	佐々木 美奈子 伊藤 美千代	55
1月20日(月) 14:00～16:00	<b>メンタルヘルス『社内研修の進め方』～ラインケア～</b> 「心の健康づくり計画」は4つのケアを中心に策定されており、社内研修はその理解を深める教育・情報提供の場となります。 加えて4つのケアの円滑な「連携」をすすめていくことが必要とされており、最近のメンタルヘルスの動向を踏まえて、ラインケアの必要性が再認識されています。 今回は、アンガーマネジメントも含めて、有効なメンタルに関するマネジメント方法等を解説します。 社内研修の参加者から関心、興味を集める社内研修の進め方について一緒に考えていきたいと思えます。	松井 知子	55
1月22日(水) 14:00～16:00	<b>ADHD等を持つメンタルヘルス不調者の職場復帰支援</b> ～グループワークで困り事を共有しましょう～ うつ的な症状により、初めてその傾向を知る、または、少しその傾向があるのかと思いつながら適応の難しさを知ることもあります。 ケースに基づき一緒にグループワークして、支援のあり方を共有していきましょう。	労働者健康安全機構産業保健 アドバイザー 公認心理師 菅野 由喜子	55
1月27日(月) 14:00～16:00	<b>職場で信頼される産業看護職になろう!</b> ～個別支援から組織支援に向けて、次への一步を踏み出すには?～ 個別の保健指導だけでなく、その情報を活用して、人事労務担当者や職場の管理監督者を含めた、職場集団・組織への支援につなげることができると、産業看護職としての活動の幅が広がります。 職場組織や産業保健チーム(非常勤産業医等)からの信頼を得るためにも、必要な活動です。 産業看護職になってから間がない方を含めて、集団・組織支援への広げ方に困難を感じておられる方は、是非研修に参加して一緒に考えてみませんか? ◆注意◆ この研修に参加できるのは、「産業看護職(保健師・看護師)」のみです。 ◆お願い◆ テーマに関して産業看護職として日頃感じていらっしゃる「疑問・質問」をお寄せください。 参加申込後、当センターから「1月27日研修疑問・質問依頼」メールをお送りいたしますので、そちらへご入力ください。	錦戸 典子	55
1月30日(木) 14:00～16:00	<b>労働関係法令等の動向</b> ～新たな化学物質規制、個人事業者の安衛法適用等、法令の相次ぐ改正を考える～ 化学物質規制については対象物質が大幅に増加しており、今まで化学物質と無縁だと思っていた三次産業等の事業場でも今後は対応が必要となることが予想されます。 個人事業主に対する労働安全衛生法の適用についても一定規則の改正が行われましたが、今後も改正が続くと思われます。 また、家事使用人を労働者に含める等の労働基準法の改正も行われる予定であるほか、脳心臓疾患や精神障害の労災認定基準についても変更が相次いでいます。 労働関係法令等について現在どのような改正が行われ、そして今後どうなっていくのか、その動向について考えてみたいと思います。 ※当研修の後 15:45～16:00の時間帯に、別講師による「働く人と職場における勤務間インターバル制度の価値」の講義を行います。	中山 篤	55

オンライン無料講演会

# 中小企業無災害記録証授与制度にかかる 活動交流会のご案内(厚生労働省補助事業)

中小企業への本制度の普及、広報並びに好事例の共有により中小企業の安全衛生活動のレベルアップを図るため、本交流会を、オンライン配信にて実施いたします。

本制度により記録証を授与された企業の方からの安全衛生活動事例の発表、中小企業の参加者向けの講演を行います。同制度の紹介など、中小企業での記録証授与の推進とともに安全衛生活動の向上に活かしていただければ幸いです。

※中小企業無災害記録証授与制度のあらまし…

労働災害のない安全で快適な職場で働くことは、仕事をするすべての人々とその家族の願うところです。しかしながら、労働災害は今なお多数発生しており、中でも中小規模事業場での災害発生率の高さが指摘され、中小企業における安全衛生水準の向上が強く望まれています。中災防では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。この制度開始以来、経営者、従業員が一丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した多くの事業場に無災害記録証が授与されています。

## カリキュラム概要

- 中小企業無災害記録証授与制度について
- 活動報告

「メルテック株式会社における安全衛生活動報告」

**講師** メルテック株式会社  
技術・品質管理所管 小島久典

- 講演

「コミュニケーションで安全・健康職場」

**講師** 中央労働災害防止協会  
安全衛生エキスパート 三觜明

**日時** 令和7年2月27日(木) 14:00-16:00

※テーマについては、都合により変更する場合があります。

**対象者** 中小企業の経営者、安全衛生スタッフ、安全衛生担当者、人事労務担当者、ラインの管理監督者等

**配信方法** Webex Meeting

※お申込者に活動交流会受講用 URL を含む受講案内をお送りいたします。(開催日の1週間前)

**受講料** 無料

**定員** 60名 定員に余裕がある場合、中小企業以外の方も受講できますので、お申込みください

**申込方法** 下記 URL よりオンラインでお申込みください。

**詳細・お申込み URL**

[https://www.jisha.or.jp/chusho/record/y6060\\_event.html](https://www.jisha.or.jp/chusho/record/y6060_event.html)



**お問合せ先**

中央労働災害防止協会(中災防) 教育ゼロ災推進部 教育・調査課  
〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2

TEL 03-3452-6499 FAX 03-3453-3449 E-mail kyoiku@jisha.or.jp

主催/中央労働災害防止協会 [中災防](#) [検索](#)

# 休憩室

BREAK  TIME

## ランニングと思考の整理



数年前から、週末土日の早朝にランニングを始めました。最初は単にダイエットのためでしたが、思いがけない効果を発見しました。それは、ランニングが思考の整理に驚くほど役立つということです。

平日の仕事は忙しく、日々の業務に追われる中で考えなければならないことが山積みです。新しいプロジェクトのアイデア、子供の進学、さらには個人的な目標など、頭の中は常にフル回転しています。しかし、忙しさを理由にこれらの問題を後回しにしてしまうことが多々ありました。いざ時間を見つけて考えようとしても、会社や自宅では周囲が騒がしくて集中できません。

そんな時に「ランニング」という選択肢が浮かびました。週末の土日に時間を取り、自然の中を走ることで、驚くほど考えがまとまることに気づいたのです。ランニング中は、日常の喧騒から解放され、頭の中がクリアになります。走りながら、これまでに仕事のことや人生の様々な問題について多くの考え事をし、素晴らしいアイデアが浮かぶ経験を何度もしました。

ランニング中の考え事は、特別に「今日はこれについて考えよう」と意識するわけではなく、

自然と始まります。そして、今まで思いもつかなかった発想が生まれることがあります。そんな時は、アイデアを忘れないように走りながら何度も思い返し、帰宅後にメモを取ることもあります。

私たちの生活環境には、集中を妨げる要素がたくさんあります。仕事のタスク実行、メールチェック、会議、プライベートのスマホの通知やテレビの音、等々これらは集中して考えるには適さない環境です。しかし、ランニング中はこれらの邪魔が一切ありません。朝起きてから夜寝るまでの間に、純粋に「ひとり」になる時間はどれくらいあるのでしょうか？ 家族との生活や会社での業務など、常に誰かと接していることが多いです。しかし、ランニングに出かけると、その間は完全に一人きりになれます。この「ひとり」の時間が、考え事に向いている大きな理由かもしれません。

さらに、早朝という時間帯も考え事に向いているようです。昔読んだ『思考の整理学』という本では、「朝飯前」という言葉が特別な意味で使われています。一般的には「朝食前にできるぐらい簡単だ」という使われ方をしますが、この本では「朝食前に再度、思考しなおす」という意味で使われています。例えば、夜のうちに書いたメールを朝見直すと、多くの間違いに気づくことがあるように、作業や仕事はできるだけ朝集中して行う方が良いと述べています。睡眠中に記憶情報が整理・整頓されるため、朝は脳が非常に集中できる時間帯です。このため、朝のランニングが思考の整理に最適であることに気づきました。

数年続けて、ダイエットの目標は達成できましたが、現在も継続しています。そのモチベーションは健康維持ではなく、間違いなく「考える時間」の確保となっています。ランニングを通じて、私は新たな自分を見つけることができました。これからも続けていくことで、さらに多くの発見と喜びが待っていることでしょう。

M. Fuji

# 行政の窓から

その523

## 「平均賃金」基礎の基礎

東京労働局 労働基準部 賃金課

### 平均賃金とは？

労働基準法における平均賃金とは、労働者の通常の生活賃金をありのままに算定することを目的としており、労務管理において様々な場面で必要となってきます。具体的には、解雇予告手当、休業手当、年次有給休暇の賃金、労災補償など、労働者に支払われるべき様々な手当の金額を算出する際の基準となる金額です。

### 平均賃金の計算方法

労働基準法第12条では、平均賃金の計算方法が定められています。

#### 原則的な算定方法

算定期間については、平均賃金を算出する事由(例えば、解雇)が発生した日以前の3ヶ月間を対象とし、この期間に支払われた賃金の総額を、期間の総日数(暦日数)で割ります。

#### 例

7月10日に解雇された場合で賃金締切日が毎月25日、月給固定30万円の場合

→直近の賃金締切日である6月25日から3月26日までの3ヶ月間の賃金総額を、92日(3ヶ月間の暦日数)で割って平均賃金を算定します。

3/26 から 4/25 まで 31日 300,000円

4/26 から 5/25 まで 30日 300,000円

5/26 から 6/25 まで 31日 300,000円

賃金総額 900,000円 ÷ 総日数 92日 = 9,782円 60銭 (銭未満の端数は切り捨て)

となります。

### 最低保障額の計算

賃金が時間額、日額、出来高給で決められており、労働日数が少ない場合などに、上記の計算結果よりも、総額を労働日数で除した額の6割に当たる額の方が高い場合は、その額を平均賃金とします。

#### 例

7月10日に解雇された場合で賃金締切日が毎月25日、時間給で以下支給の場合

→直近の賃金締切日である6月25日から3月26日までの3ヶ月間の賃金総額を、92日(3ヶ月間の暦日数)若しくは40日(3ヶ月間の労働日数)で割って算出した額を比較し、高いほうを平均賃金とします。

3/26 から 4/25 まで 31日 15日労働 140,000円

4/26 から 5/25 まで 30日 15日労働 140,000円

5/26 から 6/25 まで 31日 10日労働 100,000円

賃金総額 380,000円 ÷ 総日数 92日 = 4,130円 43銭

労働日数 40日 × 0.6 = 5,700円 00銭

となります。

## 平均賃金の注意点

### 算定期間について

雇入れ後3か月未満の場合は、雇入れ後の期間とします。(労基法第12条第6項)

### 賃金の範囲

賃金には、基本給だけでなく、残業手当、通勤手当等の諸手当など、労働の対価として支払われるのもすべてが含まれます。但し、ボーナス等、算定期間が3か月を超えるものは含みません。

### 特殊なケース

算定期間内に事業主の責めに帰す休業や、業務上災害による休業がある場合や、賃金締切日が変わった場合など、特別な事情がある場合は、平均賃金の計算方法が異なる場合があります。また、労災補償においては、私傷病による休業期間がある場合の「給付基礎日額の特例」も設けられています。

## まとめ

労働基準法の平均賃金は、労働者の生活保障と労使間の公平性を確保するために重要な概念です。平均賃金の計算方法は、労働基準法に詳細に規定されていますが、実際の計算にあたっては、労働契約や就業規則、個々の事情などを考慮する必要があります。

より詳しく知りたい場合は、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

令和6年・5年・4年・3年「労務・安全衛生深掘り探訪記」掲載号一覧



	No.	掲載号	テーマ
令和6年	第30回	12月号	令和6年「深掘り探訪記 総集編」
	第29回	11月号	カスタマーハラスメント対策、企業の義務に！
	第28回	10月号	PayPayで、お給料が支払われる!!
	第27回	8月号	今こそ知ってほしい化学物質の新ルール
	第26回	7月号	STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン
	第25回	6月号	熱中症対策、先手必勝！ 職場の熱中症を防ごう！
	第24回	3月号	ロングセラー「労災保険給付の手続き 改訂4版」が発行されました！
	第23回	2月号	新しい時代の働き方に関する研究会報告【後編】
	第22回	1月号	新しい時代の働き方に関する研究会報告【前編】
	令和5年	第21回	12月号
第20回		8月号	「フリーランス保護法」、制定される
第19回		7月号	不妊治療と仕事の両立支援
第18回		6月号	厚労省のホームページに「賃金引き上げ特設ページ」が開設
第17回		4月号	第14次労働災害防止計画
第16回		3月号	「特司班」の「特別司法監督官」。通称「特司監」(とくしかん)
第15回		2月号	外国人労働者の労働災害防止対策
第14回		1月号	「外国人労働者の安全管理」と「第14次労働災害防止計画案」
第13回		12月号	令和4年「深掘り探訪記 総集編」
第12回		11月号	化学物質管理の見直し。「個別具体的な規制」から「自律的管理」
令和4年	第11回	10月号	男女間賃金格差の公表が義務化
	第10回	9月号	新型コロナウイルス感染症と労災補償給付。罹患後症状も
	第9回	8月号	熱中症予防対策「熱中症クールワークキャンペーン」など【後編】
	第8回	7月号	熱中症予防対策「熱中症クールワークキャンペーン」など【前編】
	第7回	6月号	時間外労働の上限規制猶予期間が残り僅か！(建設・自動車運転・医師)
	第6回	4月号	「産後パパ休暇」の創設など、「育児・介護休業法」が改正。
	第5回	3月号	「さいちんキャンペーン」と「最低賃金基礎知識」「業務改善助成金」
	第4回	2月号	東京局ロゴマーク「Safe Work TOKYO」誕生秘話と13次防の取り組み
	第3回	1月号	「脳・心臓疾患の労災認定基準」が20年振りに改正
	第2回	12月号	建設現場の解体工事における石綿ばく露対策(石綿法の改正)
令和3年	第1回	11月号	派遣労働者、労働衛生コンサルタントの衛生管理者選任要件は？

# 木材加工所で、急に搬出されたヒノキに激突され死亡

業種 木材・木製品製造業

職種 材料運搬担当

## 災害発生状況

被災者と同僚の二人で木材用の皮はぎ機でヒノキ(長さ 400 cm×直径 40 cm、250 kg)の加工をしていた。被災者はフォークリフトを使用して、未加工の丸太を皮はぎ機まで運搬し、同僚は操作室で、皮はぎ機の操作を行っていた。作業中に皮はぎ機が突然停止し、スイッチを入れても皮はぎ機の刃が動かなかった。

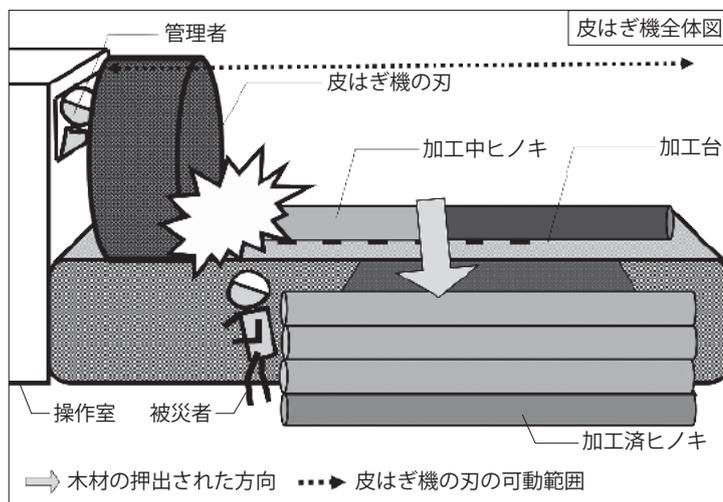
そこで、同僚は皮はぎ機の操作を一旦停止し、被災者も運搬作業を中断して皮はぎ機の刃に詰まったヒノキの皮を取り除いた。

その後、同僚は被災者が加工台から離れたことを確認してから、操作室に向かい、皮はぎ機を再度動かそうとしたが、皮はぎ機は動かなかった。そこで別の業務をしていた管理者に報告した。

管理者は過去に皮はぎ機の不具合があった際に、電気回路を操作することで復旧したことがあったことから、操作室で復旧作業を行ったところ、皮はぎ機が起動した。

管理者は加工中のヒノキを確認するため、加工台に近付いたところ、被災者が頭部から流血して倒れていた。被災者は病院に搬送されたが死亡した。

被災者は帽子の上から保護帽を着用していたが、保護帽のあごひもを締めておらず、保護帽は被災者から離れた位置にあった。



※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

## 災害発生原因

- 1 皮はぎ機の電気回路の復旧作業中に、不意の起動による危険を防止する措置を講じなかったこと。
- 2 皮はぎ機の復旧作業に関する作業手順を定めずに、復旧作業を行ったこと。
- 3 保護帽の着用方法が適切でなかったこと。

## 災害防止対策

- 1 皮はぎ機の電気回路の復旧作業を行うときは、復旧作業中の表示、復旧作業従事者以外の者の立入禁止など、不意の起動による危険防止措置を講じること。
- 2 皮はぎ機の復旧作業に関する作業手順を定め、関係者に周知しこれにより作業を行わせること。
- 3 保護帽の適切な着用方法を指示し、その着用状態の確認を行うこと。

# 令和6年死亡災害発生状況(対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

25人

前年同期

32人

## ●令和6年死亡災害発生状況(10月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	1	1	0
建設業	11	15	-4
土木工事業	2	3	-1
建築工事業	6	9	-3
木造家屋建築工事業	0	0	0
その他の建設業	3	3	0
陸上貨物運送事業 <sup>(注3)</sup>	3	2	1
ハイヤー・タクシー業	0	2	-2
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	1	-1
商業	0	5	-5
小売業	0	1	-1
保健衛生業	1	0	1
社会福祉施設	1	0	1
接客娯楽業	1	0	1
飲食店	0	0	0
清掃と畜業	3	0	3
ビルメン業	1	0	1
その他の三次産業	3	6	-3
金融業	0	0	0
警備業	3	5	-2
その他(一次産業) <sup>(注4)</sup>	2	0	2
全産業合計	25	32	-7

(注1)左段は本年10月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。  
(注2)新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。  
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。  
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

## ●令和6年死傷災害発生状況(10月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	477	500	-4.6
建設業	755	806	-6.3
土木工事業	124	142	-12.7
建築工事業	499	519	-3.9
木造家屋建築工事業	31	34	-8.8
その他の建設業	132	145	-9.0
陸上貨物運送事業 <sup>(注3)</sup>	831	823	1.0
ハイヤー・タクシー業	281	320	-12.2
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	329	311	5.8
商業	1,568	1,447	8.4
小売業	1,185	1,055	12.3
保健衛生業	1,117	1,193	-6.4
社会福祉施設	879	911	-3.5
接客娯楽業	836	783	6.8
飲食店	643	603	6.6
清掃と畜業	747	680	9.9
ビルメン業	483	448	7.8
その他の三次産業	1,399	1,305	7.2
金融業	85	75	13.3
警備業	267	284	-6.0
その他(一次産業) <sup>(注4)</sup>	67	51	31.4
全産業合計	8,407	8,219	2.3

(注1)左段は本年10月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。  
(注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上(※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)の災害。  
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。  
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

講習会名	申込受付	科目	12月	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月
受験準備	衛生管理者(第1種)	センター 学科	4日	16(月)~19(木)		24(月)~27(木)
		中央支部 学科	3日		27(月)~29(水)	
	衛生管理者(第2種)	センター 学科	3日	16(月)~18(水)		24(月)~26(水)
		中央支部 学科	2日		27(月)~28(火)	
	衛生(特例)	センター 学科	2日	18(水)~19(木)		26(水)~27(木)
		中央支部 学科	1日		29(水)	
衛生管理者	たま研修センタ	学科	2日			
X線	センター	学科	2日		27(木)~28(金)	

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連・各支部のホームページ又は講習案内をご覧ください。
- 申込受付「たま研修センター」は、多摩各支部にお申し込みください。
- 「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センターの本館又は別館(江戸川区)です。
- 「中央支部」及び「中央・足立荒川」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による講習は次のとおり。
  - 雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時に Zoom による配信。
  - 石綿作業主任者は王子工業会館が会場です。
  - 熱中症予防教育セミナーは上野区民館が会場となります。
  - その他の講習会は城東職業能力開発センターが会場です。

- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。
- たま研修センター(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の無記載講習会場は、たま研修センター(立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階)です。
- たま研修センターの講習について、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただけます。
- 高圧・特別高圧電気、テールゲートリフター特別教育の実技は、原則各事業場で実施していただけます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

■ 会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を [kaiho-iken@toukiren.or.jp](mailto:kaiho-iken@toukiren.or.jp) までお寄せください。 ■

## ■ 編集後記 ■

一度だけ、父の職場を訪れたことがある。火力発電所の発電用ボイラ設備を施工する専門工事会社。その会社で現場監督を務めていた父。国内各地のみならず、インドや中東諸国の建設工事現場にも赴いていた。単身赴任での長期出張を繰り返していた父から、「現場を見に来ないか」との話があったのは高校1年生の冬。冬休みを利用し、2歳違いの弟と一緒に九州地方の火力発電所新築工事現場に。

保護帽と安全帯を着用し、父と作業員の人達と共に工事用エレベーターで一気に最上部まで。事前に許可を得て、安全な見学者用のルートを通ったのであろうが、高所に組まれた足場と金属メッシュ製の床。強風が吹き抜ける作業現場。覗き見る地面は遥か下にあり、怖さのあまり手すりを離すことは出来なかった。そんな中、傍らに立つ父は指示を出し、作業員の人達は仕事を進める。心底、「この人達は凄い!」と思った。

大手ゼネコンの一つである清水建設株式会社は、「子どもたちに誇れるしごとを。」とのコーポレートメッセージを掲げている。このメッセージには「人々がいつまでも幸せであるような空間を創出していく」、そして「次の世代の人々に責任ある事業を推進していく」との決意と意思が込められていると。

一度だけ訪れた父の職場。そこで学んだのは、どんな仕事も、他者の幸福に繋がっているということ。その後、労働安全衛生の傍らに立つ業務に就き、様々な労働現場を訪れてきた。出会う人達は、誰もが懸命に真剣に「しごと」と向き合っていた。その姿は、先に紹介した「子どもたちに誇れるしごとを。」に相通じるように思えてならない。

12月に入った。大変な一年であった方もおられると思う。大変であった分、誇れる仕事の輝きは増す。その労苦に感謝の意を伝え、新しい年を迎えたい。

(小太郎)

講習会名	申込受付	科目	12月	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月	
登録講習会	安全衛生推進者	センター	学科 2日	19(木)~20(金)	20(月)~21(火)	25(火)~26(水)	27(木)~28(金)
		中央・足立荒川	学科 2日				
		たま研修センタ	学科 2日				11(火)~12(水)
	衛生推進者	センター	学科 1日	4(水)	8(水)	14(金)	28(金)
		中央・足立荒川	学科 1日				
		たま研修センタ	学科 1日		24(金)		
	安全管理者選任時研修	センター	学科 2日	5(木)~6(金)	9(木)~10(金)	6(木)~7(金)	10(月)~11(火)
		中央・足立荒川	学科 2日	3(火)~4(水)			
		たま研修センタ	学科 2日				
特別教育	自由研削砥石	センター	学科・実技 1日	5(木)	28(火)	17(月)	24(月)
	動力プレス機械金型調整等	たま研修センタ (日野羽村)	学科 1日				
	アーク溶接	センター	学科 2日	18(水)~19(木)	22(水)~23(木)	25(火)~26(水)	25(火)~26(水)
			実技 1日	20(金)	24(金)	27(木)	27(木)
	高圧・特別高圧	センター	学科 2日	16(月)~17(火)	27(月)~28(火)	13(木)~14(金)	18(火)~19(水)
	低圧電気	センター	学科 1日	9(月)	14(火)	4(火)	10(月)
			実技 1日	10(火)/11(水)/12(木)	15(水)/16(木)/17(金)	5(水)/6(木)/7(金)	11(火)/12(水)/13(木)
	高所作業車(10m未満)	センター	学科・実技 1日	13(金)		3(月)	
	第2種酸素欠乏	中央支部	学科 1日				
	粉じん	センター	学科 1日		30(木)		5(水)
	テールゲートリフター	センター	学科 1日		29(水)		26(水)
		中央支部	学科 1日				
	たま研修センタ	学科 1日					
	ダイオキシン	センター	学科 1日		7(火)		10(月)
	フルハーネス	たま研修センタ	学科・実技 1日		28(火)		
化学物質管理者講習(準・1日)	センター	学科 1日					
	中央支部	学科 1日			17(月)		
	たま研修センタ	学科 1日			28(金)		
化学物質管理者講習(専門的)	センター	学科 2日			6(木)~7(金)		
	中央支部	学科 2日					
	たま研修センタ	学科 2日					
保護具着用管理責任者	センター	学科 1日	23(月)	29(水)	14(金)	5(水)	
	中央支部	学科 1日					
	たま研修センタ	学科 1日	3(火)				
総括安全衛生管理者	中央・足立荒川	学科 1日					
その他	衛生管理者能力向上	センター	学科 2日				
		中央支部	学科 半日				
		たま研修センタ	学科 半日				
		上野・王子・足立荒川	学科 半日				
	亀戸・江戸川	学科 1日					
	職長教育	センター	学科 2日	2(月)~3(火)	7(火)~8(水)	6(木)~7(金)	4(火)~5(水)
	職長・安全衛生責任者	たま研修センタ	学科 2日			26(水)~27(木)	
	携帯用丸のご盤	センター	学科・実技 1日				
	KYT	センター	学科 1日	9(月)	30(木)	12(水)	6(木)
		上野・王子・足立荒川	学科 1日				
亀戸・江戸川		学科 半日			19(水)/20(木)		
熱中症予防管理者研修	中央支部	学科 半日					
熱中症予防教育セミナー	上野・王子・足立荒川	学科 半日					

## 法定講習会等開催予定 (2024年12月～2025年3月)

東基連では、安全衛生研修センターのほか、各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細は、各開催回の案内(リーフレットまたはホームページ(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申し込みは下表の「申込受付」あてお願いいたします。開催会場の略称等につきましては下表欄外(30ページ)をご覧ください。 (2024年11月19日現在)

講習会名	申込受付	科目	12月	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月
石綿建材調査者(一般)	センター	学科	2日		22(水)～23(木)	
		試験	1日		2/3(月)	6(木)～7(金)
石綿建材調査者(一戸建て等)	センター	学科	1日			
		試験	1日			17(月)
床上操作式クレーン	センター	学科	2日	<del>16(月)～17(火)</del>		12(水)～13(木)
		実技	1日	<del>18(水)／19(木)／20(金)</del>		14(金)／17(月)／18(火)
小型移動式クレーン	センター	学科	2日		9(木)～10(金)	
		実技	1日		14(火)／15(水)／16(木)	6(木)～7(金)
ガス溶接	センター	学科	1日	16(月)	20(月)	19(水)
		実技	1日	17(火)	21(火)	20(木)
フォークリフト(11時間)	センター	学科	1日			
		実技	1日			
フォークリフト(31時間)	センター	学科	1日	2(月)	6(月)	4(火)
		実技	平日	3(火)～5(木)	7(火)～9(木)	4(火)～6(木)
	たま研修センタ	学科	1日		16(木)	6(木)
		実技(日野羽村)	3日		19(日)26(日)2/2(日)	9(日)16(日)23(日)
高所作業車(10m以上)	センター	学科	1日		17(金)	14(金)
		実技	1日		20(月)／21(火)／22(水)	17(月)／18(火)／19(水)
玉掛け	センター	学科	2日	4(水)～5(木)	23(木)～24(金)	17(月)～18(火)
		実技	1日	6(金)／9(月)／10(火)	27(月)／28(火)／29(水)	19(水)／20(木)／21(金)
玉掛け技能+クレーン特別教育学科	たま研修センタ	学科	2日		29(水)～30(木)	
		実技(日野羽村)	1日		2/9(日)／16(日)	
	たま研修センタ	学科	2日			
		実技(日野日野)	1日			
クレーン(希望者)	たま研修センタ	実技(日野日野)	1日			
木工機械	センター	学科	2日			
プレス機械	センター	学科	2日			
乾燥設備	センター	学科	2日		27(木)～28(金)	
	たま研修センタ	学科	2日			
はい作業	センター	学科	2日	25(水)～26(木)		27(木)～28(金)
	たま研修センタ	学科	2日			
特化・四アルキル鉛	センター	学科	2日	<del>2(月)～3(火)</del>	7(火)～8(水)	4(火)～5(水)
		中央支部	学科	2日		20(月)～21(火)
	たま研修センタ	学科	2日	9(月)～10(火)	22(水)～23(木)	27(木)～28(金)
鉛	センター	学科	2日			12(水)～13(木)
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科	2日	<del>10(火)～11(水)</del>	14(火)～15(水)	18(火)～19(水)
		実技	1日	<del>12(木)／13(金)</del>	16(木)／17(金)	20(木)／21(金)
	中央支部	学科	2日			25(火)～26(水)
		実技	1日			27(木)
	たま研修センタ	学科	2日			4(火)～5(水)
		実技	1日			6(木)／7(金)
有機溶剤	センター	学科	2日	4(水)～5(木)	9(木)～10(金)	6(木)～7(金)
		実技	1日	19(木)～20(金)	27(月)～28(火)	25(火)～26(水)
たま研修センタ	学科	2日			18(火)～19(水)	
石綿	センター	学科	2日	23(月)～24(火)	9(木)～10(金)	4(火)～5(水)
		実技	1日		20(月)～21(火)	12(水)～13(木)
	中央支部	学科	2日	12(木)～13(金)	16(木)～17(金)	20(木)～21(金)
	たま研修センタ	学科	2日		22(水)～23(木)	
上野・王子・足立荒川	学科	2日	5(木)～6(金)			
金属アーク(限定)	センター	学科	1日	24(火)		13(木)

技能講習